

一般社団法人日本整形外科超音波学会社員総会運営規則

第1条 本規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）の社員総会について定める。

第2条 社員総会は、本学会の運営に関する重要事項を審議し議決する。

第3条 社員総会の議長は理事長とし、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは副理事長がこれに当たる。

第4条 この規則は理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則

この規則は、令和6年7月16日から施行する。